

甲欄
乙欄

所 属	本社 営業部	職 名	課長	住 所	(郵便番号 162 - 0843) 東京都新宿区市谷田町2-7-15 近代科学社ビル8階	氏 名	(フリガナ)フリーウェイ フリーウェイ太郎 (生年月日 明・大・平 36年 9月 2日)	整 理 番 号	1
--------	--------	--------	----	--------	---	--------	--	------------------	---

平成28年分
給与所得に対する源泉徴収簿

区分	月区分	支給 月日	総支給金額	社会保険料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差引 徴収税額
給 料 ・ 手 当 等	1	1 25	408,000 ^円	58,152 ^円	349,848 ^円	2 ^人	7,090 ^円		7,090 ^円
	2	2 25	463,806	58,375	405,431	2	10,530		10,530
	3	3 25	471,273	58,405	412,868	2	11,020		11,020
	4	4 25	434,892	58,260	376,632	2	8,190		8,190
	5	5 25	400,000	58,120	341,880	2	6,840		6,840
	6	6 25	472,823	58,411	414,412	2	11,260		11,260
	7	7 25	401,342	58,125	343,217	2	6,840		6,840
	8	8 25	478,543	58,434	420,109	2	11,750		11,750
	9	9 25	427,325	58,229	369,096	2	7,940		7,940
	10	10 25	400,000	58,120	341,880	2	6,840		6,840
	11	11 25	400,000	58,120	341,880	2	6,840		6,840
	12	12 25	400,000	58,120	341,880	2	6,840		6,840
計			① 5,158,004	② 698,871	4,459,133	③	101,980		
賞 与 等	7	7 10	800,000	122,088	677,912	2	(税率 10.210%) 69,214		69,214
	12	12 10	1,000,000	152,610	847,390	2	(税率 6.126%) 51,911		51,911
							(税率 %)		
							(税率 %)		
	計			④ 1,800,000	⑤ 274,698	1,525,302	⑥	121,125	

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額										円	
同上の税額につき還付又は徴収した月区分										円	
										円	
扶 養 控 除 等 の 申 告	申告の有無	控除対象配偶者 一般 老人	控除対象 扶養親族	特 定 扶 養 親 族	老 人 扶 養 親 族	障 害 者 等	該当するものを○で 囲んでください。			従たる給与 から控除する 控除対象配偶 者との合計 数	配偶者の有無
	○	無	無	1人	人	人	人	人	人	人	人
	○	有	有	人	人	人	人	人	人	人	人
	○	有	有	人	人	人	人	人	人	人	人
区 分	金 額	税 額									
給料・手当等	① 5,158,004 ^円	③ 101,980 ^円									
賞与等	④ 1,800,000	⑥ 121,125									
計	⑦ 6,958,004	⑧ 223,105									
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 5,062,203	配偶者の合計所得金額 (円)									
社会保 険料等 控除額	⑩ 973,569	旧長期損害保険料支払額 (円)									
生命保 険料の 控除額	⑬ 50,000	⑩のうち小規模企業共 済等掛金の金額 (円)									
地震保 険料の 控除額	⑭	⑩のうち国民年金保 険料等の金額 (円)									
配偶者 特別控 除額	⑮	非課税となる通勤手当 円									
所得控 除額の 合計額 (⑩+⑪+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰ 2,163,569										
差引課税給与所得金額(⑨-⑰) 及び算出所得税額	⑱ (1,000円未満切捨て) 2,898,000	⑲ 192,300									
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	⑳										
年調所得税額(⑲-㉑、マイナスの場合は0)	㉑	192,300									
年調年税額(㉑×102.1%)	㉒ (100円未満切捨て)	196,300									
差引超過額又は不足額(㉒-⑧)	㉓	26,805									
超 過 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔									
	未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕									
	差引還付する金額(㉓-㉔-㉕)	㉖ 26,805									
	同上の うち	本年中に還付する金額	㉗ 26,805								
	翌年において還付する金額	㉘									
不 足 額 の 精 算	本年最後の給与から徴収する金額	㉙									
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚									

◎この様式は、平成27年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。